

令和  
8年度

# 西条市自家用電気自動車 導入促進事業費補助金

環境にやさしい車を  
購入しませんか？



定額**20**万円（先着順）

## 対象者

- 1 申請時に西条市の住民基本台帳に記載されている個人
- 2 市税を滞納していない者
- 3 電気自動車の購入者（自動車検査証の所有者又は使用者であること）
- 4 市が実施する地球温暖化対策及び環境保全に関する調査・活動等に協力する意思を表明できる者

## 補助対象自動車

- 1 家庭で使用する新品の電気自動車（BEV）で、定置場が西条市内であること
  - 2 初度登録日又は検査日から1年以内であること
- （※）リース、残価設定型クレジットにより導入した自動車、中古車は対象外です。

## 手続きの流れ（申：申請者 市：西条市）

- 1 申：電気自動車を購入します。
- 2 申：必要書類を添えて「補助金交付申請書」を市に提出します。
- 3 市：交付申請書の内容を審査。適切であれば補助金交付を決定し、申請者に「補助金交付決定通知書」を送付します。
- 4 申：「補助金交付決定通知書」を受け取りましたら、市に「補助金交付請求書」を提出します。
- 5 市：請求書が提出され次第、口座振込により補助金を交付します。

## 必要書類

- 1 車両本体価格及び経費の内訳が記載された売買契約書、注文書等の写し
- 2 自動車検査証・自動車検査証記録事項の写し
- 3 車両写真（車両全体及びナンバープレートが確認できるカラー写真）
- 4 申請者の市税完納証明書
- 5 その他市長が必要と認める書類

## 注意事項

先着順で受付し、今年度の予算に達し次第終了します。  
西条市HPに本補助金に関する詳細を掲載していますのでご覧ください。

